埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業実施要綱

第1章 通則

(趣旨)

- 第1条 社会福祉施設の量的整備とともにその質的向上を図り、利用者の処遇向上 のための環境整備を促進するため、予算の範囲内において、社会福祉施設の整備 資金を補助する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例(昭和38年埼玉県条例第15号。以下「条例」という。)及び補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「県費補助」とは、次に掲げる県費補助金交付要綱(以下「県 費要綱」という。)による補助事業をいう。
 - 一 平成18年3月1日付け社福第2226号埼玉県福祉部長通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱」
 - 二 平成18年3月10日付けこども第979号埼玉県福祉部長通知の別紙 平成17年度次世代育成支援対策施設整備県費補助金交付要綱」、 平成19年2月13日付けこども第843号埼玉県福祉部長通知の別紙 「平成18年度次世代育成支援対策施設整備県費補助金交付要綱」、 平成20年1月17日付けこども第913号埼玉県福祉部長通知の別紙 「平成19年度次世代育成支援対策施設整備県費補助金交付要綱」及び 平成21年3月5日付けこども第1037号埼玉県福祉部長通知の別紙 「次世代育成支援対策施設整備県費補助金交付要綱」
- 2 「公益補助」とは、財団法人JKA(旧日本自転車振興会、旧日本小型自動車振興会)、公益財団法人日本財団等が行う補助事業をいう。
- 3 「指定金融機関」とは、この要綱に定める貸付金を取扱う金融機関として、知事が指定 する金融機関とする。
- 4 「補助事業者等」とは、規則第2条第3項に規定するものとする。

(補助の対象)

第3条 整備資金の補助を受けることができる者は、県内において社会福祉施設を設置する 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、医療法人又はNPO法人 (以下、「法人」という。)とする。

ただし、政令指定都市及び中核市が所管する施設を整備する場合は除くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものに該当する場合は、補助の 対象外とする。
 - (1) 埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号。以下、「条例」という。) 第2条第1号に定める暴力団が設置者である場合。
 - (2)条例第2条第2号に定める暴力団員が事業主又は役員となっている法人が設置者である場合。
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人が設置者である場合

第2章 平成21年度以降の整備分

(補助対象事業、経費及び算定基準)

第4条 補助金の対象となる事業は、県費要綱に定める施設の施設整備とし、その対象となる経費及び算定基準は、県費要綱又は公益補助に定めるものとする。

ただし、以下の整備をする場合は除くものとする。

- (1) 老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち、保育所及び児童厚生施設の整備
- (2) 平成18年3月1日付け社福第2226号埼玉県福祉部長通知の別紙社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱第3条第2項第1号から第4号までの表整備区分の欄の「大規模修繕等」のうち平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について」に基づいて行う整備
- (3) 平成21年3月5日付けこども第1037号埼玉県福祉部長通知の別紙次世代育成 支援対策施設整備県費補助金交付要綱第5項の表整備区分の欄の「委託一時保護児 童の受入強化整備」又は「防犯対策強化整備」に基づいて行う整備
- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年度以降の対象事業及び対象経費は次のとおりとする。
 - (1) 障害児者施設 県費要綱(第2条第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。)による

補助事業のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 利用者の重度化・高齢化、地域移行又は医療的ケアの対応に必要な特殊浴槽、 介護リフト又は自家発電機を建物に固定して一体的に整備するもの
- イ 利用者の障害支援区分の平均が 5.0 以上であるもの (共同生活援助にあっては住居を単位とする)
- ウ 重症心身障害児者又は日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児 者の受入れ可能な居室を整備し、これらの障害児者を受け入れるもの
- (2) 児童福祉施設 県費要綱(第2条第1項第2号に掲げるものに限る。)による補助事業のうち、次のいずれかに該当するもの
- ア 医療連携が必要な乳児院

- イ 児童心理治療施設
- ウ地域小規模児童養護施設
- 工 一時保護専用棟

(補助額)

- 第5条 補助金の額は、県費補助又は公益補助の対象事業に対し、次により算出された額とする。
 - (1) 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定し、その額から県費要綱により算定された県費補助基 本額(以下「県費補助基本額」という。)、公益補助により算定された公益補助金(以下「公益補助金」という。)を差し引いた額を算出する。
 - (2) 県費補助基本額の3分の1の額又は公益補助金の3分の1の額を算出する。
 - (3) (1)により算出された額と(2)により算出された額とを比較して少ない方の額(以下「補助基本額」という。)に別表に定める率を乗じて得た額の範囲内の額とする。
 - (4) 2か年以上の継続整備については、各年度の整備進捗率にあわせて補助を行うものとし、別表中、整備年度とは、整備初年度のことをさすものとする。

(補助手続)

第6条 補助申請者は、様式第1号の補助金交付申請書2通を知事に提出するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第14条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

- 第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 2 規則第13条の実績報告書の提出時期は、当該年度終了日までとする。 なお、事業が複数年度にわたるときは、当該年度終了日までに様式第4号の年度実績報 告書を知事に提出するものとする。

(交付確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(交付の方法)

第10条 この補助金は、概算払いで交付する。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、

- かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日(事業の中止又は廃止 の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌会計年度から5年 間保管しなければならない。

附則

- この要綱は、平成7年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成8年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成9年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成10年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成11年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成12年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成15年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から適用する。 附 則

- この要綱は、平成24年3月29日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成28年10月11日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年3月18日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和6年9月19日から適用する。